

委員会紹介 COMMITTEE

第28回 紛争解決センター運営委員会

紛争解決センター運営委員会委員長 岡田 康男 (34期)



1 どんな委員会か

この委員会は、東弁主宰のADRセンター「東京弁護士会紛争解決センター」の管理運営全般を行う委員会で、センターの業務推進、広報及びあっせん人・仲裁人の研修を主な業務とする。現在のメンバー数は、委員が40名、研修員が10名、あっせん人・仲裁人候補者が108名、あっせん人補候補者が59名である。

4部会構成で、委員長の下に副委員長と正副部長がいる。

2 何をしているか

(1) 2009年度の活動

2009年度に行った主な活動は次のようなものである。
(ア) 運営面では、①日常のあっせん・仲裁手続の管理運営の他に、②規則改正をしてあっせん人補制度を創設した、③規則の秘密保持規定を改正して事案を事例研究等で匿名化して開示できることを明確にした。(イ) 広報面では、④パンフレット、リーフレットの改訂をして広報を充実した。(ウ) 研修面では、⑤トップクラスの学者、実務家による実務研修(レポート&サジェスション)を毎月開催し、⑥月1回の早朝勉強会(レビン小林教授の「調停ハンドブック」の輪読とロールプレイ)等を行い、あっせん人・仲裁人の技量向上を図る等した。

(2) 次年度以降の活動

次年度以降の当面の活動予定は、(ア) 運営面では、受付相談員制度を新設し、従前以上に手続の円滑な管理運営を図る。(イ) 広報面では、センターの年間受理件数1000件を目指して(民間型ADRの年間受理件数10万件を目指す)、基本戦略プロジェクトチームにより新しい広報活動を展開する。(ウ) 研修面では、あっせん人・仲裁人の技量を全体的に大きく向上させるために従来の研修をさらに強化する他、9月2日に「ADR日米シンポ」を開催する等、幾つかの企画が検討されている。

3 大きな課題—弁護士ADRの飛躍的増量— 強力な広報の必要

民間型ADR(裁判外紛争解決手続)には、末尾の

[ズバ抜けた民間型ADRの特色]にあるように裁判手続、司法型・行政型ADRにはない長所がある。それにもかかわらず、本センターの2008年度の申立受理件数は105件であり、全弁護士会の申立受理件数は1085件である。日本の全ADR受理件数30万件に対して、本センターの受理割合は0.035%、全弁護士会ADRの受理割合も0.36%にすぎない。これは、民間型ADRの良さについての理解が社会はもとより弁護士にも行き渡っていないことが原因と思われる。

そこで、強力な広報を展開して、民間型ADRの理解を深めることが今後の大きな課題である。

[ズバ抜けた民間型ADRの特色]

民間型ADR(裁判外紛争解決手続)には、裁判手続、司法型・行政型ADRにはない次のようなズバ抜けた特色があるので、大変使い勝手が良い。

- (ア) あっせん人・仲裁人を選択できる—裁判、民事調停・家事調停では裁判官・調停員を選択することができないため、事件配点の不運に泣くときがある。しかし、民間型ADRは、当事者が各分野の公正なベテランあっせん人を選べるから、そのような問題は解消する。
- (イ) 手続が柔軟で早く経済的—開催期日や開催場所を柔軟に選択できる。例えば、場所をあっせん人の事務所として、10日間に2期日を開催する等(土日利用を含め)して早期解決を図ることもできる。
- (ウ) 申立内容の非定型—法律要件に拘束されないから、請求内容自体を柔軟に構成できる。
- (エ) 非公開—裁判は公開だが、ADRは非公開なので、人に知られずに秘密裡に解決できる。
- (オ) 未来志向の共感・納得型の解決が図れる—裁判は過去の法律関係の判断に限られ、0か100かの結論なので、一方か双方に強い不満が残ることが多い。しかし、ADRは柔軟な無限定の和解なので、未来志向の共感・納得型の解決を図ることができる。

*紛争解決センター運営委員会に関する問い合わせ先
全体委員会 毎月第3火曜日 午後3時~5時
担当事務局 法律相談課 TEL.03-3581-0031